

## 産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

処分の内容：産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業の全部停止（令和3年4月1日から4月30日までの30日間）

根拠法令：法第14条の3第1号

処分の理由：同社に対し、法第18条第1項に基づき、令和2年9月1日から10月16日の間の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を徴収したところ、廃棄物の処分を終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に処分終了日を記載し、排出事業者に送付したことが判明した。このことは、法第12条の4第3項に違反するため。

<法令については裏面参照>

お問合せ先		
資源循環局産業廃棄物対策課長	大島 貴至	Tel 045-671-2526

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第 12 条の 4（第 1、2 項省略）

3 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第三項若しくは第四項の送付又は次条第三項の報告をしてはならない。

第 14 条の 3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき（略）。